

## 令和3年第7回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年7月20日 午前9時30分

閉会 令和3年7月20日 正午

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第30号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙3件
議案第31号	農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第32号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙7件
議案第33号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件	別紙1件
議案第34号	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件	別紙1件
議案第35号	農地バンク借受要件の見直しについて	別紙1件
報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙6件
報告第24号	農地法第4条第1項8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第25号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙2件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第7回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は9番委員と10番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第30号1番案件です。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号1番案件について説明します。  
農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。  
譲受理由は代替地として取得するため、譲渡理由は体調不良による農地管理が困難なためです。  
申請地は、栄町舟田208番、登記地目・現況地目は田、面積は840㎡です。  
申請地の現況については、7月16日に現地確認を行ったところ、稲を栽培している状況でした。  
譲受人の他の所有農地については、栄町元屋敷の2筆、栄町神田の4筆、栄町小松林は田として管理されておりました。栄町上ノ山の3筆、栄町内山の2筆、栄町殿ノ山の4筆は畑として管理されておりました。  
以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。  
以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 7月10日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第30号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第30号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第30号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号2番案件について説明します。  
譲受理由は、営農規模拡大のため、譲渡理由は高齢によるためです。  
申請地は、沓掛町定納畑 7 番 1 登記地目・現況地目ともに畑、面積は763㎡です。  
申請地の現況については、7月12日に現地確認を行ったところ、何も栽培されていない状況でした。  
譲受人の他の所有農地については、5月の議案第17号で取得した沓掛町古池41番、新田町城西41番の田については、稲が栽培されている状況でした。  
他の所有農地につきましても、5月に現地調査を行った時と同じ状況であることを確認しております。  
沓掛町藪田の2筆、柿ノ木の2筆、一本木の2筆、志水、石根、長定の7筆は田として管理され、沓掛町切山、森前、女松原の5筆、川部、切山台、長定は畑として管理されておりました。  
沓掛町切山、沓掛町森前はいちじく栽培予定地となっています。女松原の3筆は営農型太陽光の下の畑として栗の木、長定、川部、切山台はみかん等の果樹が植えられ、長定はたけのこ採取がされておりました。  
以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。  
以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 7月14日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。しかしながら、譲受場所が非常に分りにくく、はっきりと特定することが出来ませんでした。地図の範囲も少し違う気がしまして、ここだろうと思われる場所は、竹林の様に見受けられましたが。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員の意見の通り、おおよその場所しか特定出来ませんでした。

議 長 事務局の意見を伺います。

事務局 現地の写真はこちらになります。(各委員に提示)

7番委員 我々が確認した場所より、もっと奥になるのかな。

8番委員 現地を確認出来なかったもので、審議できないのでは。

議 長 位置図の修正及び現地確認できるように杭等で分かるようにし、担当委員に再度確認してもらった上で、次回農業委員会にて継続審議することとしてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 議案第30号2番案件は、境界を明確にした上で改めて現地確認することとし、継続審議といたします。引き続きまして、議案第30号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号3番案件について説明します。

譲受理由は営農地に近く農作業に都合がよいため、譲渡理由は営農規模縮小のためです。

申請地は、沓掛町陣田50番2、登記地目・現況地目ともに田、面積は740㎡です。

申請地は、先月案件にて譲受人の農業用倉庫の5条許可申請のあったところの隣地となります。

申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、何も栽培し

ていない状況でした。

譲受人の他の所有農地について、沓掛町石根の10筆、沓掛町明和はブドウ畑の圃場として、その他の沓掛町石根の12筆、沓掛町長定の3筆、沓掛町女松原、沓掛町住吉は全て畑として管理されておりました。

以上により、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7月13日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第30号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第30号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第31号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第31号について説明します。農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は住宅になります。

申請者は、今回母屋を建て替えることになり計画を進めたところ、明治30年建築の倉庫が建っているものの、登記地目が田のまま残っており是正が必要と

判明しました。また、一体利用している住宅用宅地が建築基準法の接道要件を満たしていない、尾張建設事務所建築課と協議の結果、所有する44番3の農地を救済路地として使用し、一体利用している住宅用地と共に都市計画法の許可を受けることで、母屋の建て替えが可能と回答を得られたため、今回申請農地にて申請することに至りました。

なお、新田町村合46番4はすでに倉庫として利用されておりますが、このことに対する始末書の添付はいただいております。

申請地は新田町村合44番3登記地目、現況地目は畑、新田町村合46番4登記地目は田、現況地目は宅地、面積は合計121㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から南東に約0.7kmに位置します。

次に農地区分について説明します。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。申請地の現況については、7月1日に現地確認を行ったところ、すでに倉庫が建っている状態でした。

続きまして土地利用計画については、分筆を行い西側道路に接道するようにし、その北側2階建の住宅の配置となります。土地造成は建替部分は60cmの盛土です。汚水等排水につきましては、公共下水道へ接続します。雨水は集水して、南側赤道内側溝へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 7月11日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第31号は可決といたします。引き続きまして、議案第32号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

転用目的は駐車場で、所有権移転になります。

申請者である法人は、社員のための会社の駐車場(栄町神田2番1、3番1、1,040㎡)を、中部電力より鉄塔の敷地として利用したい旨の申し出があり了承し、その駐車場の代替地として、本社近くの当該申請地を駐車場として転用したく申請に至りました。申請地は栄町元屋敷40番1、41番、42番、43番、44番1、45番4、46番5の7筆です。登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,898㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、伊勢湾岸自動車道豊明インターから南に約250mに位置します。

次に農地区分について説明します。インターチェンジから300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、田として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、該当土地西側市道部より出入口とし、60cmの盛土を行い、周りをコンクリートブロック(2段～3段)で囲い、社員用駐車場38台、トラック用駐車場6台の配置となります。雨水は当該敷地内周りに側溝を整備し、西側の水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

- 9番委員 7月10日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。
- 3番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第32号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第32号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第32号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第32号2番案件について説明します。  
転用目的は駐車場及び資材置場で、賃貸借権設定になります。  
申請者は、刈谷市の自宅と工事現場で資材を仮置しながらブロック礎石業(そせきぎょう)を営んでおります。しかし各工事現場で保管場所が狭いため、新たな資材置場の確保に迫られておりました。今回の申請地にて地権者との交渉がまとまったため申請に至りました。申請地は阿野町荻外山75番2外1筆、登記地目はともに田、現況地目はともに畑、面積は合計430㎡です。  
申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄豊明駅から東に約1kmに位置します。  
次に農地区分について説明します。申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha 未満であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。  
申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、隣地農地との境に土留擁壁が構築されておりました。このことに対する始末書については、譲渡人よりいただいております。  
続きまして土地利用計画については、北東側道路に進入路を設け、手前及び中央奥に駐車場3台、左右に資材置場の配置となります。土地造成は整地



のみ行い、雨水は敷地内で浸透させ、排水路に排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 7月11日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。続きの75番1の土地も既に造成されていますが、同じ持ち主であれば問題ありませんが、境界がはっきりとしていないため対処願いたい。その他は事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 1点気になったのは、雨天時側溝が無く、道路を超えて水路に流れるため、何か対策願いたい。その他は4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり対処して貰えば、許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第32号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第32号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第32号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号3番案件について説明します。  
転用目的は駐車場、20年間の賃貸借権設定になります。  
申請者である法人は、同施設内1階にある別法人が沓掛町石畑88番2に移

転されるに伴い、その空いた1階部分に検査部門の増設を考えております。それに伴いピーク時260人程度の来院が予想され、また、検診バス9台の駐車場用地が地主から返還要請もあるため、49台程不足することになり、今回所有者から承諾を得たことから申請に至りました。

申請地は沓掛町石畑185番、186番、187番2、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,218㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所より北東に約2.5kmに位置します。

次に農地区分について説明します。市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満の農地であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、田として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、砕石舗装を行い駐車場として利用します。土地造成は平均20cmの盛土を行い、排水は雨水のみで、集水桝により集水し、西側水路へ放流します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7月13日に7番委員と農地利用最適化推進委員及び事務局職員1名で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                   それでは採決します。議案第32号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

                          挙手多数

議 長                   議案第32号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。

                          (委員退室)

議 長                   引き続きまして、議案第32号4番案件ですが、5番案件と関連がございますので一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案第32号4番、5番案件について説明します。

                          4番案件の転用目的は共同生活支援施設(グループホーム)、5番案件の転用目的は雨水調整池・駐車場で、ともに所有権移転になります。なお、申請が2件に分かれている理由は同時申請している特定都市河川浸水被害対策法の関係によるものです。

                          申請者である法人は、社会福祉法第109条に基づき設置され、地域福祉の推進に関する事業を行っていますが、病気・障がい等により生活困難になった地域住民の共同生活支援施設(グループホーム)が不足しているため、グループホームを建設する計画をし、今回の申請地にて地権者との交渉がまとまったため申請に至りました。4番案件の申請地は沓掛町古池56番1外2筆、5番案件の申請地は沓掛町古池56番2外2筆、登記地目、現況地目はすべて田、面積は4番案件が合計995㎡、5番案件が合計1,314㎡です。

                          申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.8kmに位置します。

                          次に農地区分について説明します。申請地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。本申請は申請地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、許可できます。

                          申請地の現況については、7月15日に現地確認を行ったところ、草生え状態でした。

                          続きまして土地利用計画については、南側にある道路に出入口を設け、北側に共同生活支援施設、南側に雨水調整池、中央に駐車場8台の配置となります。土地造成は整地のみです。雨污水等雑排水は浄化槽により処理し、申請地の西側及び東側に隣接する農地に流れ込まないように対処します。雨水は雨水調整池にて貯水後、既設側溝へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する

旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 7月12日に10番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員、10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第32号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第32号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第32号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第32号5番案件は可決いたします。利害関係である委員の入室を求めます。

(委員入室)

議 長 引き続きまして、議案第32号6番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号6番案件について説明します。

転用目的は倉庫で、所有権移転になります。

申請者である法人は、昭和29年に創業し、店舗用の陳列什器の製造・販売を行っており、平成30年に申請地北側において豊明物流センターを建設し、主にホームセンター用の陳列什器の製品管理・配送を行っています。豊明物流センター操業開始は、主にドラッグストア用の陳列什器の製品管理・配送を行っている名古屋市南区にある笠寺物流センターとの2か所の物流拠点において業務の分担を行っていましたが、近年のドラッグストアの出店及び改装が当初の予想の1.5倍に拡大するなどの需要の増加、さらにはコロナ禍による店舗再編・改装に伴う需要も急激に増加したことから、豊明物流センターにおいてもドラッグストア用の陳列什器を保管・管理せざるを得ない状況が生じており、商品管理上大きな支障をきたしています。このため、2か所の施設を近接することによって作業工程の煩雑さを解消することを検討し、物流倉庫の要件を満たす土地を検討していたところ、豊明物流センターの南側に隣接する今回の申請地を選定し、笠寺物流センターを申請地に移転することで申請することになりました。申請地は栄町神田79番1外16筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑、雑種地、面積は合計22,855.37㎡です。

申請地は図面中央の囲んだ所で、名鉄豊明駅から南西に約1kmに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は駅から概ね500m(当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ(上限は1km))以内の区域にある農地であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、7月15日に現地確認を行ったところ、田として水稲刈り取り後の状態でした。

続きまして土地利用計画については、北側に隣接する既設施設と連絡できるよう出入口を設け、中央に倉庫の配置となります。造成及び舗装工事を行い、雨水は一旦地下調整池で調整した後、大府市側へと続く既存の用悪水路へ排水します。汚水・雑排水は合併浄化槽にて浄化処理後、既存の用悪水路へ排水します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 7月10日に3番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。既設の農業用水管や泥吐き弁はどうなるのか。その辺りの処置をしてもらえれば許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 申請書が令和3年7月5日付けなのに、都市計画法29条と特定都市河川浸水被害対策法が、令和3年7月2日提出予定となっているのはおかしいのではないか。また、倉庫が建つなら作物に影響が出ないようにして頂きたい。あとは、先ほど9番委員が言われた農業施設の対処をお願いしたい。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり農業施設等支障ないようにして貰ったうえ、許可相当と判断します。

議 長 事務局の意見を求めます。

事務局 農業施設(管・泥吐弁等)は、土木課と協議しているので適切に対処します。関係法令の提出日はご指摘のとおりですので補正させます。また、作物等の影響につきましては、関係法令が全て許可が下りない限り農地転用は許可下りませんのでご安心していただいて大丈夫だと思われま。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第32号6番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第32号6番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第32号7番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号7番案件について説明します。

転用目的は専用住宅で、20年間の使用貸借権設定になります。

申請者は、新居を建てるのに土地を探していたところ、父の持っている今回申請地を使ってみてはという話をいただき、親族も近くに居るため、今回所有者である父から承諾を得たことから申請に至りました。

申請地は沓掛町若王子7番11、登記地目、現況地目は田、面積は330㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北に約4kmに位置します。

次に農地区分について説明します。市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未滿の農地であることから、第2種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、7月15日に現地確認を行ったところ、田として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、分筆を行い西側道路に接道し、敷地中央に平屋の住宅の配置となります。土地造成は整地のみです。汚水は浄化槽により雨水と共に、北側の道路側溝へ排水し農地へ流れ込まないように対処します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

10番委員 7月10日に2番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 10番委員、2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第32号7番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第32号7番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第33号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第33号について説明します。相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件です。

農業を営んでいた個人から相続または遺贈により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予されます。税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になります。

対象地は沓掛町曙19番、登記地目、現況地目は田、面積は1,667㎡です。

申請地の現況については、7月5日に現地確認を行ったところ、田として管理されていました。

以上のことから今後も耕作、管理されることを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 7月11日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり



議 長                   それでは採決します。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

                          挙手多数

議 長                   議案第33号は可決いたします。それでは、議案第34号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案34号は、申請者の申し出により取下げとさせていただきます。

議 長                   了解しました。引き続きまして、議案第35号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案第35号について説明します。農地バンク借受要件の見直しについてです。

                          農地バンク制度は、農地法第3条ではなく、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定する制度です。

                          農地法3条は個人間の契約、下限面積があり、3,000㎡です。

                          利用権設定は市が契約書を作成、下限面積はありません。

                          農地所有適格法人以外の法人(以下、「法人」という。)でも、条件を満たせば、農地法3条の賃貸借(使用貸借)及び利用権設定できることとなっています。

                          農地バンクの個人についての借受要件は、細かく規定してあります。

                          しかしながら、法人については「法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められる法人」の規定のみです。そのため、法人の社員全員に農業経験がなくても農地を借りることができてしまいます。

                          最近、法人の方からの「農地を借り、農業に参入したい。」と新規就農の相談を受けるケースが急増しています。

                          豊明市農地バンク実施要綱第10条に、農地転用の制限が定められているものの、現行の申請書及び事務局職員の面談だけでは、法人の耕作能力及び農地を適切に管理されるかの判断が難しい状況です。

                          そのため、農地バンクの法人借受要件の規定を具体的に定めることで、事務局の審査を適切に行うことを目的として、右記の協議内容をお諮りします。

                          協議内容1つ目は、法人であっても社員のうち1人は農業経験等を必要とすることです。

                          農業経験等とは、農業高校及び農業大学校等卒業生又は卒業見込みがあること、農業大学校の研修等を受講した者又は受講終了見込みがあること、農家・農地所有適格法人等において2年(1年)以上農業に従事することです。

                          2つ目は、法人の場合、最初は1年間の利用権設定とすることです。

3つ目は、法人が農地を借りた後、農地の管理について定期的に確認を行い、不適当と判断される場合には、面談等農地の管理指導を行うことです。

その後も改善が見込まれない場合は、利用権設定の解除を行います。

4つ目は、個人、法人問わず全ての新規就農者に対し、農地を適切に管理する旨の誓約書の提出を求めることです。

なおこの場合は、様式を定めるため要綱改正が必要であり、11月ごろからの適用となります。

今回説明した資料につきましては、お持ち帰り頂いて内容を熟読してもらえればと思います。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、議案第35号については、資料をお持ち帰り頂き、次回第8回の農業委員会で採決をしたいと思います。引き続きまして、報告第23号、第24号、第25号について報告願います。

事務局 報告第23号、第24号、第25号について説明

議 長 以上のとおり、報告第23号、第24号、第25号は専決事項として事務局で受理しています。

その他「豊明市農地改良に関する指導要綱」の一部改正(案)について説明  
今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。